



鳥取県公報

平成15年12月26日(金)
号外第168号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県行政財産使用料条例の一部を改正する条例(74)(管財課).....	3
	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(75)(職員課).....	3
	鳥取県産業廃棄物処分場税条例の一部を改正する条例(76)(税務課).....	5
	鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例の一部を改正する条例(77) (循環型社会推進課).....	7
	鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例の一部を改正する条例(78)(管理課).....	8
	風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(79) (都市計画課).....	9
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例(80)(審査課).....	12

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

- 1 警察本部庁舎の使用料の額を、使用面積1平方メートルにつき1月2,160円と定めることとした。(別表関係)
- 2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

- 1 職務の性質上常時出張を必要とする職員であって人事委員会が定めるものの出張のための内国旅行(一定のものに限る。)に係る旅行命令等は、人事委員会規則の定めるところにより口頭により行うことができることとした。(第4条関係)
- 2 内国旅行に係る旅行雑費を県費負担教職員に限り支給することとした。(第6条関係)
- 3 内国旅行に係る旅行雑費を廃止することとした。(第24条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日等
 - (1) この条例は、平成16年1月1日から施行することとした。ただし、3は、規則で定める日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県産業廃棄物処分場税条例の一部を改正する条例

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第3条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例の一部を改正する条例

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第8条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例の一部を改正する条例

- 1 審議会の委員の定数を、10人以内(現行 5人以内)に改めることとした。(第3条関係)
- 2 増員により任命される委員の任期を現任者の残任期間とすることとした。(第4条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

- 1 許可を要する行為に風致地区内の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の^{たい}堆積を加え、その基準を定めることとした。(第2条、別表第3関係)
- 2 風致地区内における宅地の造成等に係る緑地率の基準を定めることとした。(別表第3関係)
- 3 風致地区内において開発行為等を行おうとする際に許可を要しない団体について、次のとおり改めることとした。(第2条関係)
 - (1) 都市基盤整備公団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構、環境事業団及び中小企業総合事業団を削ることとした。
 - (2) 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人雇用・能力開発機構及び独立行政法人環境再生保全機構を加えることとした。
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日等
 - (1) この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項については、それぞれに定める日から施行することとした。
 - ア 都市基盤整備公団を削り、独立行政法人都市再生機構を加える改正 平成16年7月1日
 - イ 雇用・能力開発機構を削り、独立行政法人雇用・能力開発機構を加える改正 平成16年3月1日
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

- 1 次に掲げる事務については、それぞれに定める額の手数料を徴収することとした。(第2条関係)
 - (1) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づく製造業者に係る認定(有機農産物加工食品に係るものに限る。) 1件につき24,000円
 - (2) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づく生産行程管理者に係る認定(地鶏肉及び有機農産物に係るものに限る。) 1件につき24,000円
 - (3) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づく小分け業者に係る認定(地鶏肉、有機農産物及び有機農産物加工食品に係るものに限る。) 1件につき19,000円
 - (4) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定により県が定める認定業務規程の規定に基づく調査及び再検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 製造業者又は生産行程管理者に係るもの 1件につき14,000円
 - イ 小分け業者に係るもの 1件につき12,000円
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第2条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1は、規則で定める日から施行することとした。

条 例

鳥取県行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第74号

鳥取県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

鳥取県行政財産使用料条例（昭和39年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前					
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）					
1 略				1 略					
2 建物				2 建物					
区 分		使 用 料		区 分		使 用 料			
		単 位	金 額			単 位	金 額		
会議室	県庁舎講堂		1時間	6,610円	会議室	県庁舎講堂		1時間	6,610円
	県庁舎講堂以外の会議室	非木造	使用面積1平方メートルにつき1時間	10円		県庁舎講堂以外の会議室	非木造	使用面積1平方メートルにつき1時間	10円
		木 造	5円	木 造			5円		
その他	県庁舎、東部総合事務所の建物及び警察本部庁舎		使用面積1平方メートルにつき1月	2,160円	その他	県庁舎及び東部総合事務所の建物		使用面積1平方メートルにつき1月	2,160円
	県庁舎、東部総合事務所の建物及び警察本部庁舎以外の建物	非木造	1,330円	県庁舎及び東部総合事務所の建物以外の建物		非木造	1,330円		
		木 造	430円			木 造	430円		
3 略				3 略					
備考 略				備考 略					

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第75号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の旅費に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（旅行命令等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 前2項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、その職務の性質上常時出張を必要とする職員であって人事委員会が定めるものに、人事委員会規則の定めるところにより、口頭により出張のための内国旅行（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料又は食卓料を支給しないものに限る。）に係る旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。</u></p> <p><u>7 略</u></p>	<p>（旅行命令等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 略</u></p>
<p>（旅費の種類）</p> <p>第6条 略</p> <p>2～12 略</p> <p>13 旅行雑費は、内国旅行（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員が行うものに限る。）にあつては旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により、外国旅行にあつては外国への出張に伴う雑費について実費額により支給する。</p> <p>14及び15 略</p>	<p>（旅費の種類）</p> <p>第6条 略</p> <p>2～12 略</p> <p>13 旅行雑費は、内国旅行にあつては旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により、外国旅行にあつては外国への出張に伴う雑費について実費額により支給する。</p> <p>14及び15 略</p>
<p>（日当）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 日当は、県内以外の地域において旅行中の夜数（<u>県内の地域におけるものを除く。第26条第1項において同じ。</u>）が1以上である旅行をした場合に限り、支給する。</p>	<p>（日当）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 日当は、県内以外の地域において旅行中の夜数が1以上である旅行をした場合に限り、支給する。</p>

第2条 職員の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(旅費の種類) 第6条 略 2～12 略 13 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について実費額により支給する。</p> <p>14及び15 略</p> <p>第11条 1日の旅行において、日当又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。</p> <p>第24条 削除</p>	<p>(旅費の種類) 第6条 略 2～12 略 13 旅行雑費は、内国旅行(市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員が行うものに限る。)にあっては旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により、外国旅行にあっては外国への出張に伴う雑費について実費額により支給する。</p> <p>14及び15 略</p> <p>第11条 1日の旅行において、日当若しくは宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。)又は旅行雑費について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当若しくは宿泊料又は旅行雑費を支給する。</p> <p>(旅行雑費) 第24条 旅行雑費の額は、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額による。 (1) 県内における旅行 1日につき200円 (2) 県内以外の地域における旅行 1日につき400円 2 日当が支給される旅行を行った日については、旅行雑費は、支給しない。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

鳥取県産業廃棄物処分場税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第76号

鳥取県産業廃棄物処分場税条例の一部を改正する条例

鳥取県産業廃棄物処分場税条例(平成14年鳥取県条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改

正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 最終処分業者 廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定による鳥取県知事(以下「知事」という。)の許可(廃棄物処理法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による変更の許可を含む。)を受け、産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいう。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) 申告納入 特別徴収義務者がその徴収すべき産業廃棄物処分場税の課税標準となる重量及び税額を申告し、及びその申告した税金を納入することをいう。</p> <p>(8)~(10) 略</p> <p>(11) 申告納付 納税者がその納付すべき産業廃棄物処分場税の課税標準となる重量及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付することをいう。</p> <p>(12)及び(13) 略</p> <p>2 略</p> <p>(申告納入)</p> <p>第13条 特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間内において徴収すべき産業廃棄物処分場税について、それぞれ同表の右欄に定める期限までに、<u>課税標準となる重量、税額その他必要な事項を記載した規則で定める納入申告書を</u>知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。ただし、最終処分場において業として行う埋立処分を廃止し、又は休止した場合においては、その廃止し、又は休止した日から1月以内に、廃止し、又は休止した日までにおいて徴収すべき当該廃止又は休止に係る最終処分場への搬入に対して課する産業廃棄物処分場税について、これを申告納入しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto; text-align: center;">略</div> <p>2 略</p> <p>(申告納付)</p> <p>第17条 納税義務者は、次の表の左欄に掲げる期間内における自己搬入に係る産業廃棄物処分場税について、それぞれ同表の右欄に定める期限までに、<u>課税標準となる重量、税額その他必要な事項を記載した規則で定める申告書を</u>知事に提出し、及びその申告した税額を納付書によって納付しなければならない。ただし、最</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 最終処分業者 廃棄物処理法第14条第4項又は第14条の4第4項の規定による鳥取県知事(以下「知事」という。)の許可(廃棄物処理法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による変更の許可を含む。)を受け、産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいう。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) 申告納入 特別徴収義務者がその徴収すべき産業廃棄物処分場税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納入することをいう。</p> <p>(8)~(10) 略</p> <p>(11) 申告納付 納税者がその納付すべき産業廃棄物処分場税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付することをいう。</p> <p>(12)及び(13) 略</p> <p>2 略</p> <p>(申告納入)</p> <p>第13条 特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間内において徴収すべき産業廃棄物処分場税について、それぞれ同表の右欄に定める期限までに、<u>課税標準額、税額その他必要な事項を記載した規則で定める納入申告書を</u>知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。ただし、最終処分場において業として行う埋立処分を廃止し、又は休止した場合においては、その廃止し、又は休止した日から1月以内に、廃止し、又は休止した日までにおいて徴収すべき当該廃止又は休止に係る最終処分場への搬入に対して課する産業廃棄物処分場税について、これを申告納入しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto; text-align: center;">略</div> <p>2 略</p> <p>(申告納付)</p> <p>第17条 納税義務者は、次の表の左欄に掲げる期間内における自己搬入に係る産業廃棄物処分場税について、それぞれ同表の右欄に定める期限までに、<u>課税標準額、税額その他必要な事項を記載した規則で定める申告書を</u>知事に提出し、及びその申告した税額を納付書によって納付しなければならない。ただし、最終処分場</p>

終処分場を廃止し、又は休止した場合においては、その廃止し、又は休止した日から1月以内に、廃止し、又は休止した日までにおける当該廃止し、又は休止した最終処分場への自己搬入に対して課する産業廃棄物処分場税について、これを申告納付しなければならない。

略

2 略

(期限後申告及び修正申告納付)

第18条 略

2 前条第1項、前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した納税義務者又は法第733条の16第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた納税義務者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準となる重量又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定める様式による修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

を廃止し、又は休止した場合においては、その廃止し、又は休止した日から1月以内に、廃止し、又は休止した日までにおける当該廃止し、又は休止した最終処分場への自己搬入に対して課する産業廃棄物処分場税について、これを申告納付しなければならない。

略

2 略

(期限後申告及び修正申告納付)

第18条 略

2 前条第1項、前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した納税義務者又は法第733条の16第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた納税義務者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定める様式による修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第77号

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例(平成13年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(特定保管の届出) 第8条 特定保管をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項又は第14条	(特定保管の届出) 第8条 特定保管をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第4項又は第14条

第1項若しくは第6項の規定により許可を受けて廃自動車等の処理を業として行う者(同法第7条第1項ただし書若しくは第6項ただし書又は第14条第1項ただし書若しくは第6項ただし書の規定により許可を受けないで使用済みの自動車用タイヤの処理を業として行う者を含む。)が、当該業として行う当該廃自動車等の処理に関連して行う特定保管については、この限りでない。

(1)~(5) 略

2 略

第1項若しくは第4項の規定により許可を受けて廃自動車等の処理を業として行う者(同法第7条第1項ただし書若しくは第4項ただし書又は第14条第1項ただし書若しくは第4項ただし書の規定により許可を受けないで使用済みの自動車用タイヤの処理を業として行う者を含む。)が、当該業として行う当該廃自動車等の処理に関連して行う特定保管については、この限りでない。

(1)~(5) 略

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第78号

鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例(平成14年鳥取県条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織) 第3条 審議会は、委員<u>10人</u>以内で組織する。</p> <p>(委員) 第4条 略 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 3 略</p>	<p>(組織) 第3条 審議会は、委員<u>5人</u>以内で組織する。</p> <p>(委員) 第4条 略 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第79号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号並びに別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号並びに別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条第1項の規定に基づき、<u>面積が10ヘクタール以上の風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>（行為の制限）</p> <p>第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、別表第1に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（別表第3において「宅地の造成等」という。）</p> <p>（3）～（6）略</p> <p>（7）<u>屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。別表第3において同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条第1項の規定に基づき、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（行為の制限）</p> <p>第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、別表第1に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更</p> <p>（3）～（6）略</p>

規定する再生資源をいう。)の堆積^{たい}

2 国又は県の機関(次に掲げる公団等を含む。以下この項において同じ。)が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人緑資源機構
- (3) 日本道路公団
- (4) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (5) 独立行政法人雇用・能力開発機構
- (6) 独立行政法人水資源機構
- (7) 日本郵政公社
- (8) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (9) 独立行政法人環境再生保全機構

(10) 鳥取県住宅供給公社

3 略

(許可の基準等)

第3条 知事は、前条第1項各号に掲げる行為で、別表第3に定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

2 略

別表第3(第3条関係)

1 建築物等の新築については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる要件に該当すること。

(1)及び(2) 略

(3) その他の建築物等

ア 建築物

(ア) 略

(イ) 当該建築物の建ぺい率が10分の4以下であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(ウ)~(オ) 略

イ 略

2 略

3 建築物等の増築については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる要件に該当すること。

(1)及び(2) 略

(3) その他の建築物等

ア 建築物

(ア) 略

(イ) 当該増築後の建築物の建ぺい率が10分の4以下であること。第1号(3)のア(イ)ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 国又は県の機関(次に掲げる公団等を含む。以下この項において同じ。)が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

- (1) 都市基盤整備公団
- (2) 独立行政法人緑資源機構
- (3) 日本道路公団
- (4) 労働福祉事業団
- (5) 雇用・能力開発機構
- (6) 独立行政法人水資源機構
- (7) 日本郵政公社
- (8) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (9) 環境事業団
- (10) 中小企業総合事業団
- (11) 鳥取県住宅供給公社

3 略

(許可の基準等)

第3条 知事は、前条第1項各号に掲げる行為で、別表第3に定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

2 略

別表第3(第3条関係)

1 建築物等の新築については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる要件に該当すること。

(1)及び(2) 略

(3) その他の建築物等

ア 建築物

(ア) 略

(イ) 当該建築物の建築面積の敷地面積に対する割合が10分の4以下であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(ウ)~(オ) 略

イ 略

2 略

3 建築物等の増築については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる要件に該当すること。

(1)及び(2) 略

(3) その他の建築物等

ア 建築物

(ア) 略

(イ) 当該増築後の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合が10分の4以下であること。第1号(3)のア(イ)ただし書の規定は、この場合について準用する。

(ウ)及び(エ) 略

イ 略

4 略

5 宅地の造成等については、次に掲げる要件に該当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(1) 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める割合以上であること。

ア 既存の木竹を保全する必要があるとして知事が指定する区域における宅地の造成等 30パーセント

イ ア以外の区域における宅地の造成等 10パーセント

(2) 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(3) 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、(1)及び(2)のほか、次に掲げる要件に該当すること。

ア及びイ 略

(4) 1ヘクタール以下の宅地の造成等で(3)のAに規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

6 水面の埋立て又は干拓については、次に掲げる要件に該当すること。

(1) 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地^{ぼう}貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

(2) 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

7～9 略

10 屋外における土石、廃棄物又は再生資源^{たい}の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(ウ)及び(エ) 略

イ 略

4 略

5 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更については、次に掲げる要件に該当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(1) 土地の形質の変更後の土地について植栽その他必要な措置を行なうこと等により変更後の地^{ぼう}貌が変更を行なう土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならず、かつ、変更を行なう土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(2) 土地の形質の変更を行なう土地の区域の面積が1ヘクタールをこえるものにあつては、(1)のほか、次に掲げる要件に該当すること。

ア及びイ 略

6 水面の埋立て又は干拓については、当該水面の埋立て又は干拓後の地^{ぼう}貌が、埋立て又は干拓を行なう土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと。

7～9 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第2項第1号の改正 平成16年7月1日

(2) 第2条第2項第5号の改正 平成16年3月1日

(経過措置)

2 改正後の風致地区内における建築等の規制に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後にされる新条例第2条第1項の許可の申請について適用し、同日前にされた改正前の風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の許可の申請については、なお従前の例による。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第80号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「削除号」という。)を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号を除く。以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)~(81) 略 (82) 廃棄物処理法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分量の許可 1件につき100,000円 (83) 廃棄物処理法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分量の許可の更新 1件につき94,000円 (84)~(86) 略 (87) 廃棄物処理法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分量の許可 1件につき100,000円 (88) 廃棄物処理法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分量の許可の更新 1件につき95,000円 (89)及び(90) 略 (91) 廃棄物処理法第15条の2の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア及びイ 略 (91の2)~(204) 略	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)~(81) 略 (82) 廃棄物処理法第14条第4項の規定に基づく産業廃棄物処分量の許可 1件につき100,000円 (83) 廃棄物処理法第14条第5項の規定に基づく産業廃棄物処分量の許可の更新 1件につき94,000円 (84)~(86) 略 (87) 廃棄物処理法第14条の4第4項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分量の許可 1件につき100,000円 (88) 廃棄物処理法第14条の4第5項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分量の許可の更新 1件につき95,000円 (89)及び(90) 略 (91) 廃棄物処理法第15条の2の4第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア及びイ 略 (91の2)~(204) 略

(204の2) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第15条第1項の規定に基づく認定(有機農産物加工食品に係るものに限る。) 1件につき24,000円

(204の3) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第15条第2項の規定に基づく認定(地鶏肉及び有機農産物に係るものに限る。) 1件につき24,000円

(204の4) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第15条の6第1項の規定に基づく認定(地鶏肉、有機農産物及び有機農産物加工食品に係るものに限る。) 1件につき19,000円

(205) 略

(206) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の6第2項において準用する同法第17条の2第1項の規定により県が定める認定業務規程の規定に基づく調査及び再検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 製造業者又は生産行程管理者に係るもの 1件につき14,000円

イ 小分け業者に係るもの 1件につき12,000円

(207)及び(208) 削除

(209)~(323) 略

2 略

(205) 略

(206)から(208)まで 削除

(209)~(323) 略

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第204号の次に3号を加える改正並びに同項第206号から第208号までを削り、同項に第206号並びに第207号及び第208号を加える改正は、規則で定める日から施行する。

